

第1章 生物多様性地域戦略策定にあたって

1 私たちの生活と生物多様性

私たちは、地球という一つの星の上で、多くの生物と共に暮らし、支え合い、そして、その中で生じる「自然の恵み」を享受することで豊かな生活を送っています。

「生物多様性」という言葉は、共に暮らし、支え合う「生物たちの豊かな個性とそのつながり」を意味します。特に私たち日本人は、古来より身近な季節変化を感じ、四季折々の「自然の恵み」を尊ぶ慣習を持ってきました。その世界観は、平成25年(2013年)にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」に見る事ができます。

「和食」は、日本各地において海・山・里などの特色豊かな食材をあまねく使用し、地域独自の風土によって育まれてきたものです。「自然の恵み」に敬意を払い、その持ち味を最大限引き出すように多様な調理法を用い、栄養バランスをも整えることで、日本人の長寿命に貢献してきたと言われています。さらに、多様な器や草花などのあしらいを用いて、目にも楽しめる四季を演出し、日本人の「おもてなし」の心と豊かな感性を育て、人と人とをつなげました。

「いただきます」という言葉は、今から口にする食べ物を育んだ大地や海に、そしてその自然を守ってきた祖先、さらには地域の神々への感謝を込めた私たちの思いであり、その表れとして手を合わせる人も少なくありません。

「いただきます」と同様に、「生物多様性」は身近で大切な言葉として育むべきであり、本戦略は多くの生物と共に暮らし、支え合える環境を維持しながら、「自然の恵み」を先祖から未来の子どもたちへ確実に受け継いでいくための取り組みです。



お食い初め（生後百日を過ぎると、食べ物に一生困らないようにとの願いから、海・山・里のお膳を用意し食べる真似をする儀式を行います。）

2 策定の趣旨

姫路市は、森林、丘陵、河川、田園地帯や家島諸島を取り巻く播磨灘など、豊かな自然を有しています。その自然は、長きにわたって播磨の風土を育み、私たちに多様な文化や経済をもたらし、姫路市を播磨地域の中枢的な都市として発展させてきました。市民の皆さんのがこれからも姫路市を愛し、いつまでも守り続けたいと思えるような「ふるさと・ひめじ」を築くために、姫路市は、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」のもと、体系的な施策を展開しています。環境施策については、平成13年(2001年)3月に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、より良い環境を維持するために「姫路市環境基本計画」を策定しています。

近年、「自然の恵み」は人類の資産として再認識され、持続的な利用を図るために生物多様性に留意した自然共生社会の実現が求められています。国は、平成7年(1995年)に「生物多様性国家戦略」を策定し、兵庫県も平成21年(2009年)に「生物多様性ひょうご戦略」を策定しています。しかし、これらの戦略は国、県レベルの広い地域を総合的、体系的に保全するための包括的な戦略であり、私たちの地域の生物多様性を保全するためには、より地域の特性を踏まえた個別的な戦略が必要です。

そこで姫路市は、先人から受け継いだ豊かな自然環境をより良い形で次世代に継承していくための指針として「生物多様性ひめじ戦略」を策定することとしました。

3 策定の背景

私たちが住む自然環境の中には、多くの生物が生きています。その環境と生物を内包する空間のすべてを「生態系」と呼びます。私たちは、「生態系」の中で生産される水や空気、食料などの自然資源を利用していますが、それは対価を払う必要のない、無尽蔵で不変的なものと考えてきました。しかし、自分たちに都合の良い選択的な利用を続けてきた結果、「生態系」の生物多様性は姿を変えてしまいました。そのため、一部の生物は絶滅の危険にさらされ、自然資源などの生態系が産み出すサービスも急速に失われつつあります。このような変化は地球上の各地で見られるようになり、今や世界では「生態系」が強靭で基礎的なサービスを持続的に提供できるよう維持するために、国際間で協力して生物多様性の損失を止めるための実効的かつ緊急な行動をとる必要があると考えられています。

4 生物多様性の潮流

(1) 国際的な動向

このような事情を背景に、国際的には昭和46年(1971年)に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」が、昭和48年(1973年)には、希少種の取引等を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」が採択されるなど自然保護施策が展開されてきました。さらに近年、生物資源の持続的利用の観点等により、包括的に生物全体の多様性を保全する国際的な枠組みを設けることが国連等において議論されています。そして、平成4年(1992年)に「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が採択され、日本も平成5年(1993年)に同条約を締結しました。(平成27年(2015年)現在、194か国、欧州連合(EU)、パレスチナが締結しています。)

平成22年(2010年)には愛知県で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、平成62年(2050年)までに「自然と共生する世界」の実現を目指し、「生物多様性条約」の3つの目的(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するため、短期目標「平成32年(2020年)までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する」及び「20の個別目標(愛知目標)」が掲げられました。平成26年(2014年)には、「生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)」が韓国で開催され、「愛知目標」の中間評価が行われました。その結果、「愛知目標」のいくつかの要素には大きな進展が見られたものの、それ以外のほとんどの目標については施策が十分でなく、目標達成に向けて緊急で効果的な行動が必要であることが確認されました。

生物の多様性に関する条約（抜粋）

第1条 この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。

第6条 締約国は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること」を行う。

また、国際自然保護連合(IUCN)は、毎年「絶滅のおそれのある生物リスト」を作成しています。2015年版では、データベースに登録された77,340種の内、22,784種が絶滅危惧の状態にあると評価されています。

表1 生物多様性戦略計画 2011-2020 (愛知目標)

愛知目標	
長期目標	“Living in harmony with nature” 自然と共生する世界
短期目標	生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する
個別目標	目標1 人々が生物多様性の価値と行動を認識する
	目標2 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる
	目標3 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される
	目標4 すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する
	目標5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する
	目標6 水産資源が持続的に漁獲される
	目標7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
	目標8 汚染が有害でない水準まで抑えられる
	目標9 侵略的外来種が制御され、根絶される
	目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する
	目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される
	目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
	目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
	目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される
	目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する
	目標16 ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
	目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
	目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される
	目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
	目標20 戰略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する

(2) 国内の動向

「生物多様性条約」第6条に基づき、日本においても、平成7年(1995年)に「生物多様性国家戦略」が策定され、平成20年(2008年)には「生物多様性基本法」が施行されました。その中で、生物多様性国家戦略の策定を国の責務として位置づけ、環境基本計画及び同国家戦略以外の国の計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関しては、同国家戦略を基本とすることが規定されています。また、地方公共団体、事業者、国民の役割も規定され、さらに都道府県及び市町村は、同国家戦略を基本として、単独で又は共同して区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう

努めることとしています。生物多様性国家戦略は4度に渡り見直され、平成24年(2012年)に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されています。

兵庫県は、県下における生物多様性の保全と持続可能な利用を確かなものとするため、概ね10年間の戦略として平成21年(2009年)3月に「生物多様性ひょうご戦略」を策定しています。そして、平成22年(2010年)のCOP10の開催や「生物多様性国家戦略 2012-2020」の策定、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災の経験など、生物多様性を巡る動向や社会情勢、環境問題の様々な変化を踏まえて、平成26年(2014年)3月に改定を行い、愛知目標の目標年度である平成32年(2020年)までを一つの目安と設定しています。

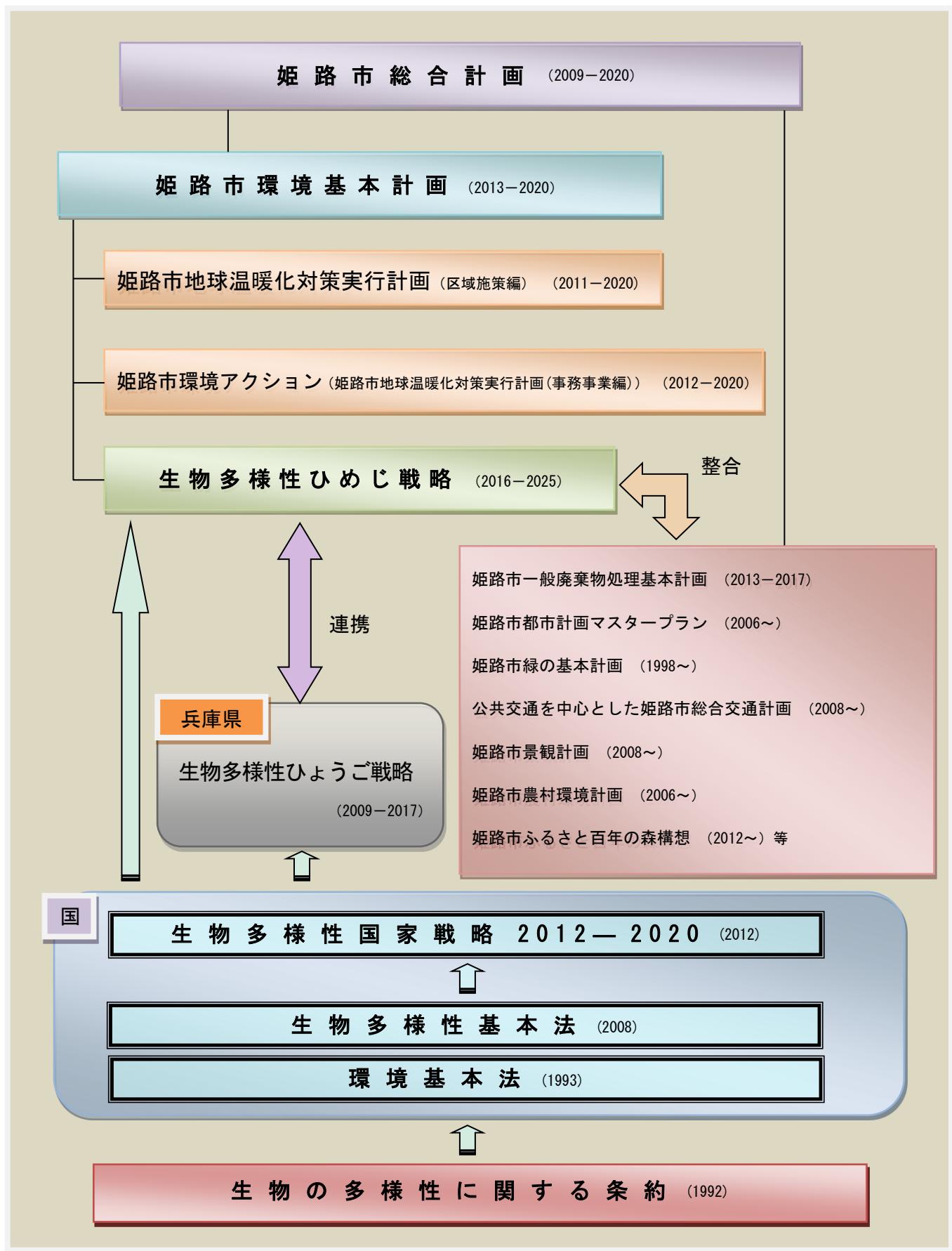
生物多様性基本法（抜粋）

第1条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

5 戦略の役割

本戦略の役割を次のように設定します。

- (1) 先人から受け継いだ豊かな自然環境をより良い形で次世代に継承していくための指針として、姫路市特有の地域特性を考慮した計画を推進するもの
- (2) 国、県における包括的な戦略を踏まえ、生物多様性に関する施策を総合的に推進するために、それらに係る課題を整理し、体系的な取り組みを構築するもの
- (3) 姫路市民が市域の生物多様性の保全について理解し、また事業者、研究者、市民活動団体等の多様な主体がそれぞれの役割の中で保全に関する活動や、協働を行うための指針となるもの



6 戰略の対象地域

戦略の対象地域は、姫路市全域とします。ただし、姫路市単独で対応することが容易でない課題については、周辺の自治体や県・国と連携を図ります。

生物多様性基本法（抜粋）

第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で、または、共同して、当該都道府県または、市町村区域内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるように努力しなければならない。

7 戰略の期間

本戦略の戦略期間は平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間と設定します。

「生物多様性国家戦略 2012－2020」では、「愛知目標」の達成に向けたわが国の戦略目標のうち、国別目標A-1として「遅くとも2020年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民等多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する『生物多様性の社会における主流化』が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。」と目標を設定しています。平成32年（2020年）には、各地方自治体等の多様な主体の地域戦略が整い、また国家戦略も見直されることから、それらの戦略と整合性を図るために、平成33年（2021年）を目処に、中間の見直しを行います。

生物多様性ひめじ戦略に関する各戦略の期間

生物多様性国家戦略 2012－2020

生物多様性ひょうご戦略（2009－2017）

姫路市総合計画（2009－2020）

姫路市環境基本計画（2013－2020）

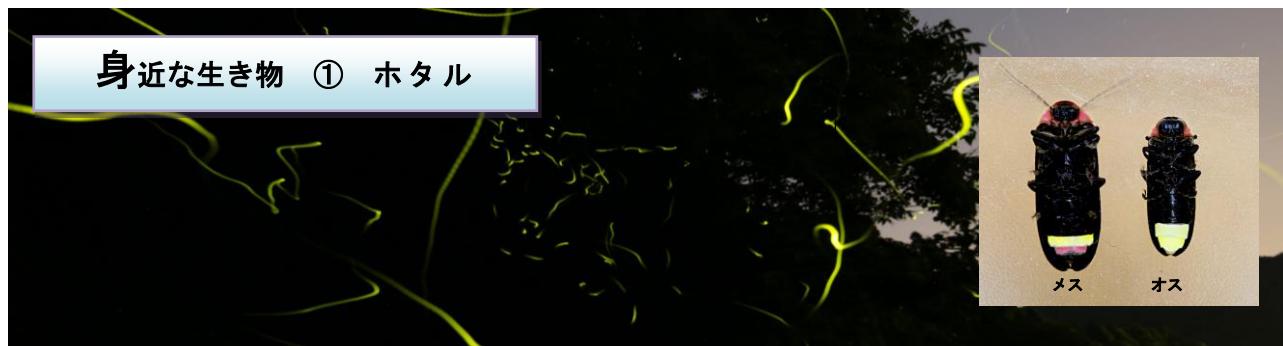
生物多様性ひめじ戦略（2016－2025）

2010

2015

2020

2025



第2章 戦略の理念と目標

姫路市の豊かな自然がもたらす「自然の恵み」は、播磨の風土を育み、私たちに多様な文化や経済の発展をもたらしてきました。姫路市が今後も播磨地域の中核都市として発展し、私たちの生活が安全・安心なものとしてあり続けるために、その生産基盤である自然環境を保全し、多様な生物の個性とそのつながりを維持する必要があります。姫路市はその実現のために本戦略の基本理念を次のように定めます。

1 基本理念

多様な生きものと共生するまちをみんなの力で未来につなぐ

2 目指す社会

「生物多様性ひめじ戦略」の目的は、単に生物の命を守ることではありません。私たちが協働して生物多様性を維持し、それらがもたらす恩恵を将来わたって、持続的に利用していくことができる社会の実現です。

- 1 人の営みと自然が調和し、多様な生物とつながり、
その恵みを将来にわたって利用できる社会
- 2 いのちの大切さを基本に、協働のもとで多様な生物を育む社会
- 3 地域の豊かな自然と文化を守り育てる社会

3 戦略の目標

「目指す社会」を実現し、「生物多様性」が多岐にわたって関連する取り組みを確実に進めるために、「知る」・「伝える」・「守る」・「育てる」・「行動する」の観点から3つの目標を定めます。

目標 1 市民の心を生物多様性につなぐ（知る・伝える）

生物多様性の現状を把握し、市民に浸透させる取り組みです。広域的な取り組みや情報連携を目的として、国、兵庫県等との情報共有化を検討します。また、市域で活動する事業者や市民活動団体等と連携、協働できるように環境づくりを進めます。

目標 2 生物多様性を受け継ぎ、次世代につなぐ（守る・育てる）

先人から受け継いだ豊かな生物多様性を守り育てるために、自然保護条例に基づく取り組みと共に、活動が市民全体へ波及するように、活動の支援や啓発を行います。

また、未来の子どもたちへ「自然の恵み」を受け継いでいくために、「こども版生物多様性ひめじ戦略」の作成や生物多様性を体感できる施設として「姫路市伊勢自然の里・環境学習センター」を位置づけるなど、小学校低学年にも生物多様性の理解が浸透するよう取り組みます。

目標 3 生物多様性の保全に取り組む（行動する）

生物多様性の保全・再生に配慮した各種政策に取り組みます。



社叢の大木に育つアオバズクの雛（安富町）